平成２２年（フ）第１３９号
大阪府岸和田市箕土路町１丁目６番11号
債務者　晴　　修一
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１５２号
大阪府貝塚市久保375番地21
債務者　櫻井マユミ
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１５７号
大阪府泉南市樽井９丁目３番３―404号
債務者　吉井　廣明
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１７０号
大阪府泉佐野市中町１丁目５番35号
債務者　清水実千代
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１９４号
大阪府泉佐野市鶴原1946番地鶴原中央住宅１―502
債務者　籔田　　巧
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２１３号
大阪府岸和田市上松町511番地の119
債務者　大浦　準子（旧姓川原崎）
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２２２号
大阪府岸和田市土生町２丁目17番11―405号
債務者　小出喜美子（旧姓中司）
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２３１号
大阪府泉大津市千原町２丁目１番18号
債務者　隅谷千惠子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２３６号
大阪府岸和田市加守町４丁目５番15号
債務者　吉村　美鈴
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２３７号
大阪府岸和田市額原町303番地府営住宅１棟109号、前住所京都市左京区高野竹屋町39―ＭＹシャイン302号、前住民票上の住所大阪府岸和田市尾生町154番地の１
債務者　岩崎　真規（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２４５号
大阪府泉佐野市高松南３―６―８エアフィールド高松南102号、住民票上の住所兵庫県宝塚市中野町１番24号
債務者　長畑　直樹
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２４６号
大阪府阪南市さつき台２丁目８番８号
債務者　前川惠美子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２４８号
大阪府岸和田市別所町２丁目９番17号
債務者　左納ちなつ
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２４９号
大阪府岸和田市堺町８番３号、前住所大阪府岸和田市上町34番２―505号
債務者　森　　美香
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２５１号
大阪府泉佐野市鶴原280番地見出住宅８―202、前住所大阪府堺市東区日置荘北町１丁２番８号
債務者　石丸　　弘
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２５２号
大阪府泉佐野市鶴原280番地見出住宅８―202、前住所大阪府堺市東区日置荘北町１丁２番８号
債務者　石丸　辰子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２５３号
大阪府泉佐野市羽倉崎３丁目10番33―107号オアシス羽倉崎Ⅰ、前住所大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地65棟504号
債務者　石原　謙治
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係